

令和2年度
糸満市小規模保育事業
設置・運営事業者募集要項

糸満市役所 福祉部 保育こども園課

目 次

1. 募集の趣旨	1
2. 募集の概要	1
3. 応募資格等	1
4. 募集条件等	3
5. 応募手続き	6
6. 審査等	8
7. 施設整備費の補助等	9
8. 認可及び確認基準について	9
9. 今後のスケジュール	9
10. 留意事項	10

1. 募集の趣旨

糸満市（以下、「市」という。）では、保育施設等待機児童の解消と、子育て家庭の就労形態等による多様な保育ニーズに対応するため、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 10 項に規定する小規模保育事業の設置・運営を行う事業者を募集します。

2. 募集の概要

(1) 事業者の募集方法

公募による募集とし、本募集要項に定める応募資格及び応募条件等を満たす応募者に、小規模保育事業の設置及び運営等に関する具体的な提案を行っていただきます。

(2) 事業者の選定方法

(ア) 「糸満市幼保連携型認定こども園等設置運営事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）設置要綱の規定により、選定委員会が、書類審査及びプレゼン審査等により、応募者の提案内容を、市の審査基準に基づき総合的に評価したうえで、優良事業候補者を選定し、糸満市長（以下「市長」という。）に報告します。

(イ) 市長は、選定委員会の報告を踏まえ、優良事業者の選定を行います。

(3) 選定結果の通知

市長は、選定結果を応募書類を提出した応募者に対して速やかに通知します。

3. 応募資格等

(1) 応募資格

応募することができる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する事業者とします。

(ア) 事業者が現に運営している教育・保育施設がある場合、その教育・保育施設が直近に実施された所管庁の監査、指導検査等において、文書指摘を受けていないこと。ただし、文書指摘を受けていた場合であっても、適正な改善報告がなされている場合は、指摘を受けていない場合と同様の取り扱いとします。

(イ) 沖縄県内において、小規模保育事業を運営するために必要な、経営基盤を有していること。

(ウ) 小規模保育事業の年間事業費の 12 分の 1 以上に相当する資金を普通預金等により保有していること。（参考：年間事業費の 12 分の 1 相当額は、およそ 320 万円程）

(エ) 事業者が国税及び地方税を滞納していないこと。

(オ) 事業者が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に規定する再生手続き開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に規定する破産手続き開始の決定を受けていないこと。

(カ) 管理者は、認定こども園、保育所又は認可外保育施設で 2 年以上の保育経験と健全な心身を持ち、児童福祉事業に熱意のある者で、児童福祉事業の理論と実践について知識と経験を有する者を配置すること。

(キ) 保育責任者は、認定こども園、保育所又は認可外保育施設で 5 年以上の保育経験のある、

- 常勤専従の保育士を配置すること。
- (ク) 小規模保育事業を設置するために必要な物件を、事業者の所有または貸借等により、応募の時点で確保できる見込みがあること。
 - (ケ) 事業者の役員等が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（糸満市暴力団排除条例（平成 23 年糸満市条例第 18 号）第 5 条に規定する暴力団員と密接な関係を有する者をいう。）でないこと。
 - (コ) 代表者及び役員等に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいる法人や個人などではないこと

(2) 選定対象からの除外

応募者が次の要件に該当する場合は、選定対象から除外します。

- (ア) 事業者の選定に関し、自己に有利な取扱いを求めるために働きかけをするなど、特定の目的をもって、選定委員に直接、間接を問わず接触した場合
- (イ) 応募書類に虚偽又は不正があった場合
- (ウ) 応募書類の受付期限までに所定の書類が整わなかった場合
- (エ) その他不正な行為があった場合

4. 募集条件等

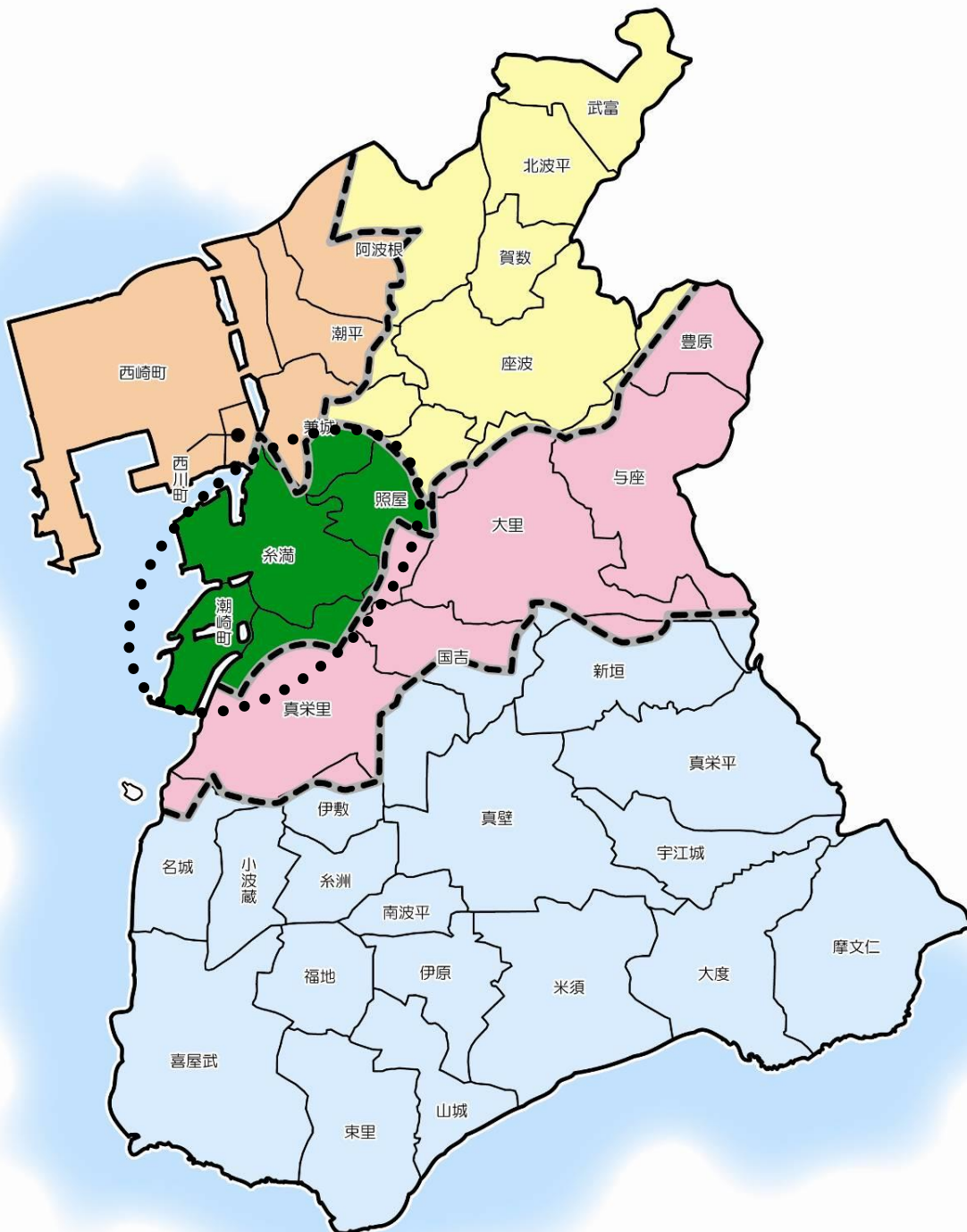
(1) 施設の種別について

小規模保育事業 A 型又は小規模保育事業 B 型とします。

(2) 募集区域及び募集件数について

募集する区域及び件数は、次に掲げる区域内で、かつ、沖縄県が指定する土砂災害特別警戒区域以外の区域。

○糸満中学校区内 1 園



(3) 整備及び開所時期について

小規模保育事業として糸満市の認可を受け、令和3年4月1日までに運営を開始すること。ただし、整備状況により開所時期が遅れる場合には、事前に市長と協議し、その承認を得なければなりません。

(4) 受入児童について

0歳児から2歳児の保育を必要とする児童(3号認定)を受け入れること。また、当分の間、0歳児は生後6ヶ月以上の乳児から受け入れること。

(5) 定員について

定員は15人以上19人以下とします。

定員構成は、0歳児を3人以上とし、0歳≦1歳≦2歳 となるように構成すること。また、2歳児の定員が7人以下になるように構成することとし、最終的な定員設定は市の指導に従うこと。

(参考：19名定員の場合)

年齢区分	定員
2歳	7人
1歳	6人
0歳	6人
計	19人

(6) 開所日について

開所日は、原則として次に掲げる日を除く日とします。ただし、休日や年末年始に保育を実施する場合はこの限りではありません。また、台風などの自然災害時の開閉所については、気象予報等を確認し、対応すること。

(ア) 日曜日

(イ) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(ウ) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(エ) 6月23日(慰霊の日)

(7) 開所時間及び保育時間について

開所時間は、原則7時から18時までとします。

保育標準時間利用児は原則18時までとし、保育短時間利用児へも対応すること。

(8) 地域子ども・子育て支援事業等の実施について

開所時から、通常の保育事業の他に延長保育事業を実施すること。また、必要に応じ、利用者のニーズに応えられるようにすること。

(9) 食事の提供について

- (ア) 栄養士の指導のもと、主食、副食ともに提供すること（完全給食）とし、原則自園で調理し提供すること。
- (イ) 離乳食やアレルギー食（保育所における、アレルギー対応ガイドライン（2019 年改訂版））等、配慮を要する児童の対応食など、個々に配慮した「食」の提供を行うこと。
- (ウ) 健康的な生活の基本となる食を営む力の育成を計画的に進めること。

(10) 施設整備について

施設整備が必要な場合は、関係機関と協議のうえ整備計画を立てること。特に、「糸満市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「糸満市設備運営基準」という。）」、糸満市地域型保育事業の認可等に関する規則（以下「糸満市認可規則」という。）、その他の関連法令等を遵守するとともに、採光及び換気等の保健衛生や、調理室の衛生管理及び事故の防止等に十分配慮すること。

(11) 事業所の建物について

- (ア) 糸満市地域型保育事業の認可等に関する規則第 6 条に規定する構造の建物であること。
- (イ) 糸満市地域型保育事業の認可等に関する規則第 6 条に規定する構造の建物であることとし、建物の貸与を受ける場合は、賃貸借期間を 3 年以上とすること。ただし、市から改修費等の補助を受けた建物において地域型保育事業を行う場合は、賃貸借期間をおおむね 10 年以上とすること。

(12) 施設運営について

施設運営は、「糸満市設備運営基準」、「糸満市認可規則」、「保育所保育指針（平成 29 年厚生労働省告示第 117 号）」及び「糸満市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（以下「糸満市運営基準」という。）」などの関係法令等を遵守するとともに、糸満市の指導に基づき適正な運営を図ること。

(13) 市との協力体制

事業者は、新施設が糸満市の保育事業の一翼を担う小規模保育事業所であることを十分認識し、糸満市が行う保育行政に積極的に協力すること。

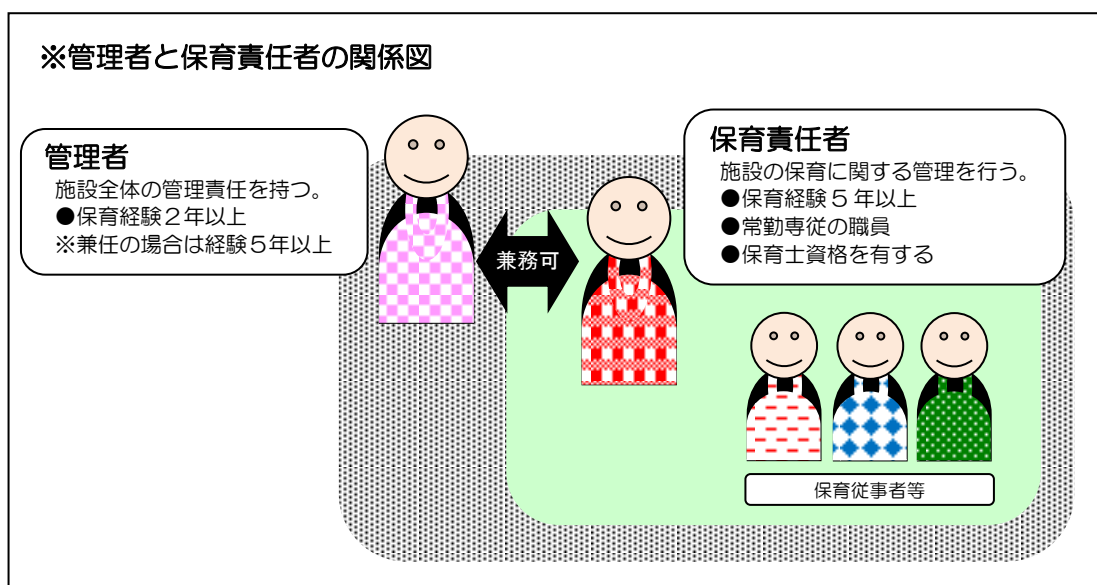
(14) 連携施設の確保について

利用児童に対して適正かつ確実な保育を行い、また、利用児童が卒園後も継続的に保育を受けられるように、「糸満市設備運営基準」に基づき、連携施設の確保に努めること。原則、連携施設は、糸満市内の認定こども園、認可保育所のいずれかとし、連携先は複数設定していただいて構いません。

(15) その他の条件

- (ア) 小規模保育事業の設置手続き及び運営については、選定された事業者自らが行うこと。
- (イ) 安定的に継続して小規模保育事業を運営できること。

- (ウ) 苦情解決の仕組みを整備すること。
- (エ) 安全・危機管理体制を整備すること。
- (オ) 事故等の発生による補償を行うことができるように、賠償責任保険に加入すること。
- (カ) 小規模保育事業所に勤務する職員の資質の向上を図ること。
- (キ) 施設運営及び保育内容について糸満市の指導を受け、指導改善の申し入れがあった場合はその改善に努めること。
- (ク) 令和3年4月1日（整備状況により遅れ承認等された場合は、令和4年4月1日）までに、小規模保育事業所を開所できない時は補助金を返還すること。



5. 応募手続き

(1) 募集要項の配布

- (ア) 配布期間 : 令和2年7月31日(金)～令和2年8月31日(月)まで
(ただし、土・日・祝日を除く8時30分～12時/13時～17時15分まで)
- (イ) 配布場所 : 糸満市福祉部保育こども園課（市役所2階23番窓口）
- (ウ) 配布物 : 募集要項、応募書類
(募集要項等は、市ホームページからダウンロード可能です)

(2) 応募に関する質問について

次の期間中、応募に関する質問を受け付けます。前日までに必ずお電話にて予約をしてください。

(ア) 質問期間及び回答期間

- 令和2年7月31日(金)～令和2年8月14日(金)まで
(ただし、土・日・祝日を除く8時30分～12時/13時～17時15分まで)
※回答期間については、随時、市ホームページ上で確認してください。

(イ) 相談できる内容

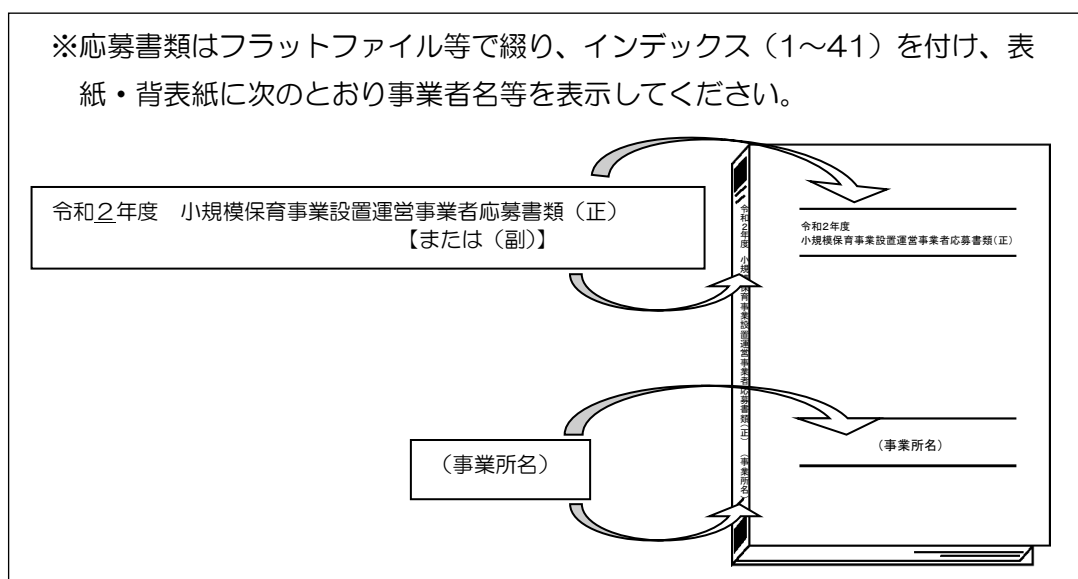
- 小規模保育事業所設置予定地の場所の確認（設置予定場所については、土砂災害特別警戒区域等の関係があるため、必ず事前に相談してください）
- 応募書類に関すること
- その他市長が必要と認めること

(ウ) 審査内容に係る問い合わせの禁止

応募者及びコンサルタント等の関係者から、担当者等に対して、選定にあたっての有利な情報を求める等の問い合わせは、公募の公平性を期すため、審査の事前・事後とも受付しません。

(3) 応募書類の受付

- (ア) 提出期間 : 令和2年7月31日(金)～令和2年8月31日(月)まで
(ただし、土・日・祝日を除く 8時30分～12時/13時～17時15分まで)
- (イ) 提出場所 : 糸満市福祉部保育こども園課指導管理係（市役所2階23番窓口）
- (ウ) 提出書類 : 別紙「応募書類一覧（小規模保育事業）」参照
- (エ) 提出部数 : 11部（正本1部・副本10部） ※副本はコピー可



(4) 提出方法

応募書類の提出は、提出期間内に応募者が提出場所へ直接持参することとし、郵送等によるものは受付しません。

提出する書類は、ワープロソフト等にて作成してください。手書きによる作成は不可といたします。

(5) その他

- 応募期間中の書類差替えは可能としますが、応募期間終了後の書類差替え及び追加等は不可とします。
- 提出された応募書類は返却いたしません。
- 事業者の選定等にあたって確認が必要とされた場合、市の職員が追加資料の提出を求めたり、聞き取りを行うことがあります。

6. 審査等

事業者の選定は、次のとおり書類審査及びプレゼン審査等を実施し、提案内容を審査基準に基づき総合的に評価したうえで行います。なお、本募集において、応募者がいない場合又は審査の結果により本募集の内容を達成できないと判断した場合は、市長は優良事業者の選定を行わない場合があります。

(1) 審査方法

(ア) 1次審査（書類審査）

選定委員会において、審査基準に基づき書類審査を実施します。応募多数の場合は、上位5社程度を1次審査通過者とします。

※別紙、「審査基準」をご覧ください。

(イ) 2次審査（書類審査、プレゼン審査及び現場視察）

1次審査通過者に対し、選定委員会において、次の事項について書類審査及びプレゼン審査等を実施します。

- 現に運営している保育施設がある場合、現在の運営状況（運営方針、職員処遇等）
- 運営能力（組織能力、財務能力、職員処遇、危機管理対策等）
- 保育事業計画（保育運営方針、職員採用、職員の資質向上等）
- 設置場所、建物（設置場所、建物の概要等）
- その他、選定委員会が必要と定めるもの

(2) 審査の結果通知等

審査結果は、1次審査・2次審査ごとに、市長が応募者に文書により通知します。

(3) 同点の場合の取り扱い

選定委員会における優良事業候補者の選定において、同点が生じた場合は次の方法により順位を決定します。

(ア) 委員の順位の1位の獲得数が多い事業者（1位の獲得数が同数の場合には、順に2位、3位の獲得数が多い事業者）

(イ) (ア) で決まらない場合、委員の多数決（同数の場合は委員長の決による）

7. 施設整備費の補助等

小規模保育事業の施設整備が必要な場合は、「保育対策総合支援事業費補助金交付要綱」等に基づき、「糸満市補助金等交付規則」等により施設整備費を補助します。

補助金の交付を受けて施設整備を行う場合は、市の指導に基づいて入札及び契約等を行ってください。

※国の「保育対策総合支援事業費補助金」に基づく補助を予定しておりますが、現段階で令和2年度の補助内容が未確定であり、場合によっては補助対象項目、補助基準額、補助率等が変更になる可能性があります。

8. 認可及び確認基準について

(1) 認可基準について

「糸満市設備運営基準」及び「糸満市認可規則」の基準を満たし、糸満市の認可を受けること。

(2) 確認基準について

「糸満市運営基準」の基準を満たし、糸満市の確認を受けること。

9. 今後のスケジュール

日付	内容
令和2年7月31日(金)	募集要項配布・受付開始
8月31日(月)	募集締切
9月9日(水) ※予定	1次審査(書類審査)結果通知
9月中旬～下旬 ※予定	2次審査(書類審査・現場視察・プレゼン等) ※2回に分けて行う場合があります。
10月上旬 ※予定	選定結果通知
10月中旬以降 ※予定	認可・確認手続き及び補助金申請手続等
令和3年4月1日までに	運営開始

10. 留意事項

- (1) 今回、選定された優良事業者が、施設を整備するために必要とされる補助金等の予算は、令和2年度糸満市一般会計予算が、糸満市議会において可決され、補助金交付要綱に係る適正な交付申請が行われることを条件としています。
- (2) 応募にかかる費用は応募者の負担とします。
- (3) 優良事業者の選定後は、選定内容に影響する変更は認めません。(事業内容、管理者予定者等)
- (4) 提出された書類に虚偽の記載があった場合は失格となり、補助金の返還もあり得ます。
- (5) 提出された書類は当該事業者選定以外の目的には使用しません。ただし、糸満市情報公開条例(平成15年糸満市条例第1号)第7条の定めにより、不開示情報(個人情報や法人等の利益を害する恐れがある情報)を除き、情報開示の対象となります。
- (6) 選定委員会の会議内容は情報公開請求があれば、原則開示します。
- (7) 小規模保育事業所の開所にあたっては、糸満市の認可及び確認が必要となります。この応募により選定された優良事業者は、速やかに認可及び確認手続きを進めてください。なお、今回の選定結果は、認可及び確認を確約するものではありません。
- (8) 選定された優良事業者は、施設の建設や円滑な運営のためには、地域住民の理解と協力が不可欠であることから、近隣住民及び自治会等から同意を得て、円滑な施設の運営等に向けた調整を行ってください。
- (9) 今後の制度改正や糸満市の事業の進捗状況により募集条件等の変更があった場合は、その都度情報提供を行っていきます。

<お問い合わせ先>

〒901-0392 沖縄県糸満市潮崎町 1 丁目 1 番地

糸満市 福祉部 保育こども園課 指導管理係

TEL : 098-840-8131

FAX : 098-840-8154

市ホームページ <http://www.city.itoman.lg.jp/>